

令和2年第3回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

令和2年9月28日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第54号議案 幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 第55号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第56号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
- 第57号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第58号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC）
- 第59号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
- 第60号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第62号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和元年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和元年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和元年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和元年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和元年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 認定第9号 令和元年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 陳情第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田境 毅 君	2番 石原 昇 君	3番 都築 幸夫 君
4番 鈴木 久夫 君	5番 伊澤 伸一 君	6番 黒木 一 君

7番 廣野房男君 8番 藤江 徹君 9番 足立初雄君
10番 杉浦あきら君 11番 都築一三君 12番 水野千代子君
13番 笹野康男君 15番 丸山千代子君 16番 稲吉照夫君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦君 副 町 長 大竹広行君
教 育 長 小野伸之君 企 画 部 長 藪田芳秀君
参事（企業誘致担当） 夏目隆志君 総 務 部 長 志賀光浩君
参事（税務担当） 山本智弘君 住民こども部長 牧野宏幸君
健康福祉部長 林 保克君 環境経済部長 鳥居栄一君
建 設 部 長 羽根淵闘志君 教 育 部 長 吉本智明君
上下水道部長 太田義裕君 消 防 長 都築幹浩君
監 査 委 員 山下 力君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本富雄君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

9月15日の決算特別委員会にて御指摘をいただきました件につきまして、令和元年度決算に係る主要な施策の成果の説明書正誤表を、及び9月18日の総務教育委員会での要求資料につきまして、本日お手元に配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名と監査委員1名であります。議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を3番 都築幸夫君、4番 鈴木久夫君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第54号議案から認定議案第9号までの18件と陳情第1号を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

9番、足立君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和2年9月28日

議長 稲吉照夫様

委員長 足立初雄

令和2年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第54号 幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

任期付職員制度の導入に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症により生じた事態の対処について防疫作業手当を支給することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について

移転料等の導入その他旅費の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号 財産の取得について（GIGAスクールPC）

GIGAスクールPCの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第5号）中、歳入全部、歳出15款（10項・15項・30項）50款・55款・70款

第1条、歳入全部、4億4,299万円追加。歳出、15款総務費（10項・15項・30項）5,257万4,000円追加、50款消防費2,050万円減額、55款

教育費 3 億 5 4 1 万円追加、7 0 款諸支出金 2, 0 6 8 万 6, 0 0 0 円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 6 0 号 令和 2 年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 条、歳入、1 5 款繰入金 2, 0 6 8 万 6, 0 0 0 円減額、2 0 款繰越金 2, 0 6 8 万 6, 0 0 0 円増額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

国に対し、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上です。

〔9 番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

1 2 番、水野君。

〔1 2 番 水野千代子君 登壇〕

○12 番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和 2 年 9 月 2 8 日

議長 稲吉照夫様

委員長 水野千代子

令和 2 年第 3 回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第 5 7 号 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
任期付職員制度の導入に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 5 9 号 令和 2 年度幸田町一般会計補正予算（第 5 号）中、歳出 1 5 款（2 0 項）・2 0 款・2 5 款・3 5 款・4 0 款・4 5 款

第 1 条、歳出、1 5 款総務費（2 0 項）3 6 4 万 7, 0 0 0 円追加、2 0 款民生費 6, 2 1 1 万 5, 0 0 0 円追加、2 5 款衛生費 5, 3 4 3 万円追加、3 5 款農林水産業費 1 0 0 万円追加、4 0 款商工費 1, 0 0 0 万円追加、4 5 款土木費 4 0 0 万円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 6 1 号 令和 2 年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

第 1 条、歳入、4 0 款繰入金 1 7 9 万円追加、4 5 款繰越金 1 7 9 万円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 6 2 号 令和 2 年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 条、歳入歳出 1, 9 0 7 万 7, 0 0 0 円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

令和2年9月28日

議長 稲吉照夫様

委員長 丸山千代子

令和2年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

認定第1号 令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額188億6,894万4,351円、歳出総額179億8,978万628円、差引額8億7,916万3,723円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 令和元年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額2,138万7,892円、歳出総額70万1,033円、差引額2,068万6,859円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額31億7,259万4,811円、歳出総額31億6,938万5,073円、差引額320万9,738円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 令和元年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額4億1,927万4,947円、歳出総額4億1,904万1,447円、差引額23万3,500円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 令和元年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額19億6,673万6,637円、歳出総額19億4,112万7,838円、差引額2,560万8,799円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額2億2,310万578円、歳出総額2億1,954万578円、差引額356万円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額3億5,212万7,872円、歳出総額3億5,212万7,872円、差引額0円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 令和元年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

収益的収入8億5,414万8,634円、収益的支出7億269万8,527円、資本的収入8,418万492円、資本的支出2億7,851万737円。全員一致をもつ

て原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 令和元年度幸田町下水道事業会計決算認定について

収益的収入6億8,277万2,871円、収益的支出6億4,992万4,625円、
資本的収入3億2,662万5,000円、資本的支出4億2,446万8,733円。全
員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案18件と陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） ただいま議題となっております議案について、反対の立場から討論をさせていただきます。私は委員長として採決に加わっておりませんので、この場で反対の立場を述べさせていただきます。

認定1号 令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

昨年度は新しい事業として高齢者福祉タクシー、産後ケア、病児保育、保育園・児童クラブの待機児の解消など子育て支援事業の充実、暑い夏を乗り切るため熱中症対策の小中学校普通教室のエアコン設置など、町民の皆さんの切実な願いが拡充・実現されるという取組は繰り返し町民の皆さんと求めてきたものであり、まず評価をするものであります。しかしながら、決算において不用額が11億7,700万円にもなっており、前年度と比較しても4億2,300万円多くなっております。事業をきちんと把握をして予算に反映されるよう望むものであります。

消費税が、令和元年10月から8%が10%へと税率が引き上げられました。この消

費税増税分を財源として幼児教育・保育の無償化が10月から開始をされ、令和元年度は国負担であります。令和2年度からは地方消費税収入によって町が負担しなければなりません。さらに消費税が10%に引き上げられることに伴い、法人町民税は9.7%が6%へと引き下げられます。ほかの自治体では大半が超過課税を実施しているように、資本金10億円以上の大企業に応分の負担として法人町民税を制限税率いっぱいの8.4%にすべきときであります。ふるさと納税が好調ですが、安定財源ではありません。自主財源の確保として求めていくべきであります。町内には51社もあります。

消費税は所得の低い人ほど重く負担がのしかかる税であり、社会保障のためといって消費税を増税しておきながら、逆に社会保障の改悪を進めているのが実態であります。消費税増税は、幸田町にも町民にも負担が重くのしかかるといえるものであります。

幼児教育・保育の無償化で全て無償化になったわけではありません。それまで保育料の一環であった給食費が公的給付の対象から外され、月額4,500円が新たに有料化されました。年収360万円を超える世帯は新たな負担となりました。子育て支援として副食料費国基準月額4,500円の無料化を求めます。

児童クラブの待機児解消は賛成するものでありますが、民間委託で乗り切ろうとするのは、ほかの児童クラブとの格差も出ております。これを次は中央学区の児童クラブに拡大したいとのことですが、民間委託は財政的にも負担が増えるのは明らかとなっております。直営に戻すべきであります。

消費税増税を始めとして、国の悪政は幸田町政にも大きく影響するものであります。とりわけ今年度はコロナ禍の中で財政運営が大変なときであります。格差と貧困が拡大する中で、町民の立場に立ち、暮らしを守るため地方自治の本旨である福祉増進のためにより一層取り組まれるよう求め、反対討論いたします。

認定3号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、平成30年度から国民健康保険が県単位化となり2年目であります。毎年限度額を引き上げ、被保険者の負担増となっており、一方、財政調整基金の残高は3億6,936万7,000円にのぼっております。基盤安定という名の下にため込んできたものであります。国民健康保険税の滞納額は、1億7,657万2,000円は調定額の18.57%にのぼり、不納欠損822万1,000円を加えると20%が未収となっている、このような状況は加入者に負担増となっているもので反対であります。

国保税は県下で13番目に高いと質疑で明らかにされたように、幸田町の国保税は一般会計からの繰入額は県下でも平均値となっており、繰入額を引き上げ求めるものであります。また、高い要因をきちんと分析すべきであります。令和2年度には限度額を99万円に引き上げられましたが、これでは払いたくても払えない国保税であります。協会けんぽ並みにというのが加入者の願いであり、財政調整基金の活用と一般会計からの繰入れを増やして引下げを求め、反対討論いたします。

認定4号 令和元年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。75歳以上が加入する保険制度であり、家族の扶養であったり、年金生活者も多い医療保険であります。保険料は2年ごとに見直し、改正年度ではありませんが窓口負担の原則1割を2割に、さらに軽減特例の縮小で負担増とするなど、年金削減と負担

は増加するばかりであります。75歳という年齢で区別し、高齢者だけを別の医療保険制度に追い込む後期高齢者医療保険制度に反対するものであります。

認定5号 令和元年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。2000年から始まった介護保険制度は、家族介護から社会全体で支える制度になりました。総合事業の名の下に、要支援1・2を保険給付から外して介護予防日常生活支援総合事業の地域支援事業へと移行させてきました。施行20年目を迎え、政府は制度改悪を繰り返し、第8期介護保険制度改定に向けてさらなる負担増と給付抑制を進めようとしております。幸田町の介護保険料は県下で2番目に低く努力をされているのは評価するものであります。元年度の介護給付準備基金は1億7,612万3,000円であり、第8期介護保険料の据置きに活用することを求めます。介護取上げをせず安心して介護が受けられる介護保険制度になるよう努力されるよう求め、反対討論といたします。

認定7号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定8号 令和元年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、認定9号 令和元年度幸田町下水道事業会計決算認定について、この3件はいずれも憲法25条に規定される健康で文化的な生活を営む上での基盤整備であり、事業そのものには賛成するものであります。反対する理由といたしましては、消費税に対するものであります。消費税は低所得者ほど負担が重くなる税制であり、前安倍政権は消費税率を8%、10%と二度にわたる引上げを行い負担増を図りました。消費税増税で国民生活に負担をかけることに反対するものであります。

以上であります。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

6番、黒木君。

〔6番 黒木 一君 登壇〕

○6番（黒木 一君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、当定例会議において上程された各議案について、賛成の立場から3件ほど討論させていただきます。

まず、第58号の財産の取得について（GIGAスクールPC）についてであります。国が推奨する中で、GIGAスクール構想について教育にあるICT基盤とした先端技術等の効果的活用が求められています。ICT環境整備推進をし、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく学びを進めるために持続的に実現させる当該事項について、当該議案に賛成するものであります。この趣旨が実りある成果となりますよう一層の期待をするものであります。

次に、第59号 令和2年一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、まず1番目に歳出15款、10項、10目三ヶ根まちづくり推進事業であります。三ヶ根駅エリアスタンプラリーの関係については、三ヶ根駅が幸田町の東口玄関として活性化されるものと確信しております。ぜひ初の試みとして大いに期待するものであります。数多くの町民が参加してくれることを期待しております。

2番目は、歳出25款、10項、10目保健衛生総務一般事業であります。藤田保健

医大の岡崎医療センターの支援金については、健康で安心な安全まちづくりに不可欠なものであると思っています。今後、関係先、例えば岡崎市、岡崎医師会等と藤田保健衛生医大等と友好的に連携を深め維持をされることを期待しております。

3番目に歳出55款、15項、10目小学校管理一般事業及び20項、10目中学校管理一般事業については、修学旅行のキャンセル補助金として出ております。ただ、この事業は小中学校最大の行事であり思い出づくりでもあります。このことから、ぜひキャンセル料を使うことなく修学旅行が実現できるよう最大の努力をお願いしたいと思います。実現のお願いについて、それを含めて賛成いたします。また、当案を含み59号議案に賛成いたすものであります。

最後に、決算認定、令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和元年度決算における歳入額は約180億7,000万、対前年比約28億2,000万、17.6%の増加であります。歳出につきましては約179億9,000万、対前年比30億6,000万円、20.5%の増加となっており、形式的収支は約8億8,000万円となっております。

まず、歳入について見ますと55.3%が町税の占める割合で約86億6,000万で、対前年比2.3%の減額になっており、この要因は法人町民税の大部分は主に自動車関連企業の減益であります。個人町民税は幸田町の基本構造により着実に諸政策が実施されているものの結果だと思っています。なお、法人町民税は景気の変動に左右され、今まで企業の増益に支えられてきましたが、現在厳しい日本の経済状況は取り巻く世界情勢が厳しく的確な対処が求められております。また、歳入の20.4%は寄附金であります。その大部分はふるさと納税寄附金であります。このふるさと納税は変動性があり永遠未来に続くのはあり得ないと思われるので、将来を見据えた財政調整基金、何回も議案質問でもしましたふるさと基金みたいなものの拡充を図り、この歳入の減少に対応していける安定化の一層の御尽力をお願いするものであります。

次に、歳出については、人口増に対応した各階層に対応した諸施策が実行され、健康で安心・安全なまちづくりが着実に一步一步進んでいると感じております。財政分析でも健全であり、今後の努力を期待するものであります。

以上により、2025年までの幸田町総合計画「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、基本計画であるべき姿を目指し、施策等の実行に向けさらなる努力を期待しております。よって、本件については賛成の意見を述べさせていただきました。

ありがとうございました。

〔6番 黒木 一君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案18件と陳情1件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後陳情の採決をいたします。

まず、第54号議案 幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 幸田町職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 令和元年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 令和元年度幸田町後期高齢者医特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 令和元年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 令和元年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 令和元年度幸田町下水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第1号は、採択することに決しました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時03分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、足立君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） それでは、議員提出議案第3号の朗読をもって説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者と共に連署し提出します。

令和2年9月28日

提出者	幸田町議会議員	足立初雄
賛成者	幸田町議会議員	伊澤伸一
	〃	田境毅
	〃	石原昇
	〃	藤江徹
	〃	笹野康男
	〃	丸山千代子

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省は、1,920人の定数改善を示した。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。現在、小学校では新学習指導要領が全面実施となり、外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声大きい。子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校英語専科教員の全校配置が必要である。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)
内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣 宛
以上です。

[9 番 足立初雄君 降壇]

- 議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。
これよりただいま議題となっております議員提出議案について質疑を行います。
質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願
いいたします。
議員提出議案第3号について、質疑を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（稲吉照夫君） 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。
ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員
会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。
よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決
定しました。
これより、議員提出議案について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
議員提出議案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅
持及び拡充を求める意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和2年9月1日招集された第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時13分

○議長（稲吉照夫君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和2年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月1日から本日までに至る28日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議いただき、私どもが提案いたしました全議案とも議決賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立をいたしました各議案の執行に当たりましては、本会議及び委員会での審議の際に頂きました御意見、御提言等を重く受け止め、十分に留意をいたし、町政の推進に生かしてまいります。

特に今回は、重要事項の第3次幸田町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る補正予算におきまして、説明不足の感が否めず、議案に対し多くの質疑等をいただきました。今後は、議員の皆様へ十分に内容を御説明できるよう徹底してまいりたいと思います。

また、令和元年度の決算についても認定をいただき、ありがとうございました。議員の皆様方から幅広く他分野にわたりいただいた的確な御指導等を真摯に受け止め、今後に生かしてまいり所存でございます。

一般質問につきましては、8名の議員の方々から頂きました。さらに検討をいたしまして、予算編成に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、御報告とお知らせを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

新型コロナウイルス感染症の厳しい状況は変わりありません。

先日発足した菅内閣におきましては、真っ先に取り組むべき最優先課題としまして、新型コロナウイルス対策を掲げられております。

愛知県内においては、新規感染者の発生が落ち着いてきたとして、9月18日に厳重警戒から警戒領域に警戒レベルが引き下げられました。しかしながら、依然として感染は続いており、本町においても先週の金曜日、25日には男女2名、27日、日曜日にはさらに男女2名の感染者の発生が愛知県の発表により判明してございまして、町内における累計感染者の数は現在10名に及び、いつ流行が再拡大してもおかしくない状況であると認識しております。

町民・事業者の皆様には、引き続き警戒領域として感染防止対策の徹底、高齢者等への拡大防止、不要不急の行動自粛、不要不急の東京等への移動自粛などの対策を徹底していただくようお願いしてまいりたいと思います。

議員の皆様方におきましても、日頃からの基本的な感染防止対策を徹底していただき、御自愛いただきますようお願いを申し上げます。

次に、お知らせでございます。

島原市・幸田町姉妹都市提携3周年記念事業を10月11日、日曜日、午後1時半から、幸田町民会館さくらホールにて開催をいたします。

今回の内容は、歴史学者山内昌之氏の講演「家康を支えた三河武士」と講談師神田京子氏の「島原市と幸田町の歴史講談」であります。

本事業は、島原市と幸田町の友好関係をさらに推進し、両市町がお互いの町を思いやり、町の魅力を共有し、共に発展することを目的として平成29年10月11日に行った姉妹都市提携を記念するものでございます。議員の皆様方におかれましては、何かと御多用とは存じますが、ぜひお越しいただきたいと思っております。

これから、秋、冬を迎えます。今後も手を緩めることなく、関係機関との調整、住民要望等を踏まえながら、第4次幸田町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策をまとめ、お示ししていきたいと考えております。

なお、インフルエンザワクチン接種に係る定期接種対象者につきましては、愛知県が自己負担分を無料化する方針を示しているため、関連予算を12月補正予算で計上させていただきます。予定であります。

いよいよ10月を迎え、今年度も後半に差しかかってまいりました。

昨日27日、日曜日、13時13分頃、震源地、震央、静岡県西部マグニチュード5.3の地震が発生しまして、幸田町における震度は3でありました。今のところは被害の報告は受けておりません。南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、本町におきまして、引き続き防災・減災対策に努めてまいり所存でございます。

また、予定をいたしております事業の執行につきましても、全力を傾けてまいり所存でございます。

最後になりましたが、一日一日と秋の深まりを迎えます。体調管理にはくれぐれも御留意いただき、今後の町政発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願い

を申し上げまして、閉会に当たってお礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時20分

○議長（稲吉照夫君） ここで1点、御連絡を申し上げます。

女性職員仮眠室等のお披露目会を、本日、午前10時50分から消防署において開催いたしますので、全議員の御出席をお願いいたします。

御都合の悪い方は、事務局に御連絡をお願いいたします。また、移動につきましては各自でお願いしたいと思います。

以上であります。大変御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年9月28日

議 長

議 員

議 員